

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 中山町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	86.2 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	87.8 %
全職員	61.6 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁課長相当職	— %
本庁課長補佐相当職	— %
本庁係長相当職	98.4 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	— %
31～35年	— %
26～30年	87.7 %
21～25年	104.7 %
16～20年	— %
11～15年	88.3 %
6～10年	88.8 %
1～5年	95.7 %

【説明欄】

課長相当職及び課長補佐相当職の女性の職員が少ないため、「—」と記載している。
勤続年数36年以上、勤続年数31～35年及び勤続年数16～20年の男性又は女性の職員が少ないため、「—」と記載している。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。